

千歳市骨髄ドナー助成金交付要綱

令和7年5月19日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）に対し、千歳市骨髄ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、ドナー希望登録者の増加及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄等を提供した日（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった場合においては、最終同意日）において、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者（骨髄等の提供に関する最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった者を含む。）
- (3) 骨髄等の提供に関する他の助成金等を受けていない者
- (4) 暴力団等と関係を有していない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、骨髄等の提供に係る次に掲げる場合に要した日数（骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等の日数を除く。）に1万円を乗じて得た額とし、通算して10日を限度とする。この場合において、通院、入院及び面談を同一の日に実施したときは、1日とみなして助成金の額を算定するものとする。

- (1) 健康診断のために通院又は入院をした場合
- (2) 自己血の採血のために通院又は入院をした場合
- (3) 骨髄等の採取のために入院をした場合
- (4) その他日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談をした場合

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医療機関での骨髄の提供が完了した日（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった場合においては、中止となった日）の翌日から起算して1年以内に、千歳市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したこと（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった場合においては、最終同意をしたこと）を証明する書類
- (2) 日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証明

する書類

(3) その他、市長が必要と認める書類

(助成金交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、千歳市骨髄ドナー助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、助成金の交付が適当と認めるときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行し、同年4月1日以降に骨髄等の提供を行った者及び同日以降に骨髄等の提供が中止になった者から適用する。

(交付申請期限の特例)

2 令和7年4月1日から施行の日までに骨髄等の提供を行った場合（最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合を含む。）の交付申請期限は、第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日の翌日から起算して1年以内とする。